

# 八原小学校区における中核的な 地域コミュニティの設立について（お知らせ）

【平成26年3月発行】

〔編集・発行〕  
八原地域コミュニティ  
設立準備会  
会長 藤田 信夫  
(市担当課：市民協働課)

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に、少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。これらの課題の解決には、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

現在、龍ヶ崎市では、13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置づけており、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有化しながら、連携・協力する組織づくりを目指しています。

八原小学校区においても、区長会をはじめ、コミュニティセンター活動推進協議会、青少年育成市民会議、小学校PTA、子ども会育成会、小学校、防犯連絡員、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員、長寿会の代表者などが集まり、「八原地域コミュニティ設立準備会」を設置し、平成25年6月から話し合いを進めてきました。その途中経過につきましては、八原コミュニティセンター活動推進協議会の広報誌「やはら」等にてお伝えしてまいりましたが、この度、八原小学校区における中核的な地域コミュニティの規約や事業計画、収支予算などの案がまとまりましたので、皆様にご報告いたします。



## 〔八原地域コミュニティ設立準備会委員〕

氏名	役職	備考(H26.3月現在)	氏名	役職	備考(H26.3月現在)
藤田 信夫	会長	八原区長会長/上泉区長/泉長寿会長	古川 善久		八原小学校長
清水 晟治		女化区長	堀越 健一		防犯連絡員協議会八原分会長
米本 亨		下貝原塚区長	白畑 善夫		自主防災組織八原小学校区代表
大澤 保則		中貝原塚区長	栗山 郁明		消防団第5分団長
初澤 憲一		松ヶ丘2区会長	古川 勇一		民生委員児童委員
軽部 昭次		藤ヶ丘6区長	野村 洋子		民生委員児童委員
経澤 信雄		城ノ内2丁目町内会長	川崎富美子		民生委員児童委員
山本 進三		上羽原区長	平野 憲治	監事	松ヶ丘長寿会長
池田 吟	副会長	活動推進協議会長	鈴木 捷次		貝原塚長寿会長
近 捷子		活動推進協議会	山崎 正平		藤ヶ丘長寿会長
内田 美明		活動推進協議会	戸村 等		城ノ内長寿会副会長
篠田 明広	監事	活動推進協議会	森田栄太郎		藤ヶ丘6区防災担当
杉野 五郎	副会長	青少年育成市民会議八原支部長	青芳 雄二		藤ヶ丘長寿会副会長
仲村 真一		八原小学校PTA会長	中島 幸利	会計	八原コミュニティセンター センター長
飯倉 義治		八原子供会育成会長	太田 建一		八原コミュニティセンター 副センター長

# 住民相互の親睦、融和を目指して

八原地域コミュニティ設立準備会 会長  
八原区長会 会長  
上泉区 区長 藤田 信夫

昨年6月から始まった八原地域コミュニティ設立準備会も、回を重ねるごとに話し合いの内容が充実し、この度、委員の皆さまにより意見の統一が図られ、この4月から八原小学校区の中核的な地域コミュニティとして「八原まちづくり協議会」が始動することとなりました。

これまで、住民自治組織をはじめ、自主防災組織、消防団、青少年育成市民会議、小学校PTA、子ども会育成会、小学校、長寿会、防犯連絡員協議会、コミュニティセンター活動推進協議会のそれぞれの代表の皆さま、また、民生委員児童委員の皆さまには、熱心なご検討をいただき、八原まちづくり協議会の設立に多大なるご尽力をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、当地域は、ご承知のとおり、龍ヶ岡地区が開発される以前から居を構えている住民と、龍ヶ岡地区の開発後に入居された住民が混在している地域であります。そこには、おのずと生活の仕方、習慣の違いがあります。

この新しい組織の活躍によって、その隔たりを乗り越えて、住民相互の親睦・融和を図っていくことが大切なことだと思います。それぞれの住民自治組織、あるいは団体等で、すでに確立した事業を展開している中で、新たに地域横断的な、いわば広域的な事業を実施していくことは、大変な努力とそれに対する熱意と情熱が欠かせないと思います。

八原地域住民の連携・協働により、課題を一つ一つ解決して、生きがいのある地域づくりに貢献できますよう願って止みません。

## 〔八原地域コミュニティ設立準備会などでの検討経緯〕

開催日	会議名称	主な協議内容
6/2	第1回準備会	準備会の役員やスケジュール、八原小学校区の課題 など
7/7	第2回準備会	地域コミュニティに関するアンケートの結果 など
8/11	第3回準備会	防災、防犯、世代間・ご近所間の交流について
9/22	第4回準備会	八原地域コミュニティへの補助金 など
10/5	地域コミュニティに関する説明会 (住民自治組織の代表者対象)	八原地域コミュニティへの補助金 など
10/12	第5回準備会	八原地域コミュニティの組織(案)
11/3	地域コミュニティに関する意見交換会 (住民自治組織の代表者対象)	八原地域コミュニティへの補助金 など
11/10	第1回防犯防災委員会	防犯防災委員会の活動内容の検討
11/10	第1回子ども委員会	子ども委員会の活動内容の検討
11/12	第1回福祉委員会	福祉委員会の活動内容の検討
12/1	地域コミュニティに関する説明会 (八原コミュニティセンター活動推進協議会対象)	中核的な地域コミュニティとは？ 八原地域コミュニティに対する支援 など
12/10	第2回福祉委員会	福祉委員会の活動内容の検討
12/14	第2回防犯防災委員会	防犯防災委員会の活動内容の検討
2/1	第6回準備会	平成26年度事業計画(案) など
2/23	第7回準備会	地域コミュニティ組織の名称 など

## 八原まちづくり協議会 規約(案)

(名称及び事務所)

第1条 本会は、八原まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を龍ヶ崎市八原コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、八原小学校区（以下「地域」という。）の住民相互の交流を促進することで、つながりを深めるとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (2) 子どもの健全育成に関すること。
- (3) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (4) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要なと認められること。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 地域の住民自治組織の代表者
- (2) 地域に活動の拠点を置く各種団体、行政委員及び行政機関の代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委員長 各委員会1名
- (4) 幹事 25名以内
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 4名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 委員長は、第12条に規定する委員会を総括する。
- (4) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (5) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (7) 顧問は、協議会の運営等に関する助言を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

2 総会は、第4条に規定する委員をもって構成し、会長が招集する。

3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 4 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、会長になる。

(総会の決議事項)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会の決議は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、会長になる。

(役員会の決議事項)

第11条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第12条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 文化体育委員会
  - (2) 子ども委員会
  - (3) 防犯防災委員会
  - (4) 福祉委員会
  - (5) 広報委員会
- 2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。
  - 3 委員会に委員長、副委員長及び広報担当者を置く。
  - 4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
  - 5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(実行委員会)

第13条 第3条に規定する事業を円滑に実施するため、協議会に実行委員会を置くことができる。

- 2 実行委員会に関する事項は、会長が定める。

(事務局)

第14条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、コミュニティセンター職員をもって構成する。
- 3 事務局は、協議会の連絡、調整及びその他の事務を行う。

(経費)

第15条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第17条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成26年■■月■■日から施行する。

## 平成 26 年度 八原まちづくり協議会 収支予算(案)

### 収入の部

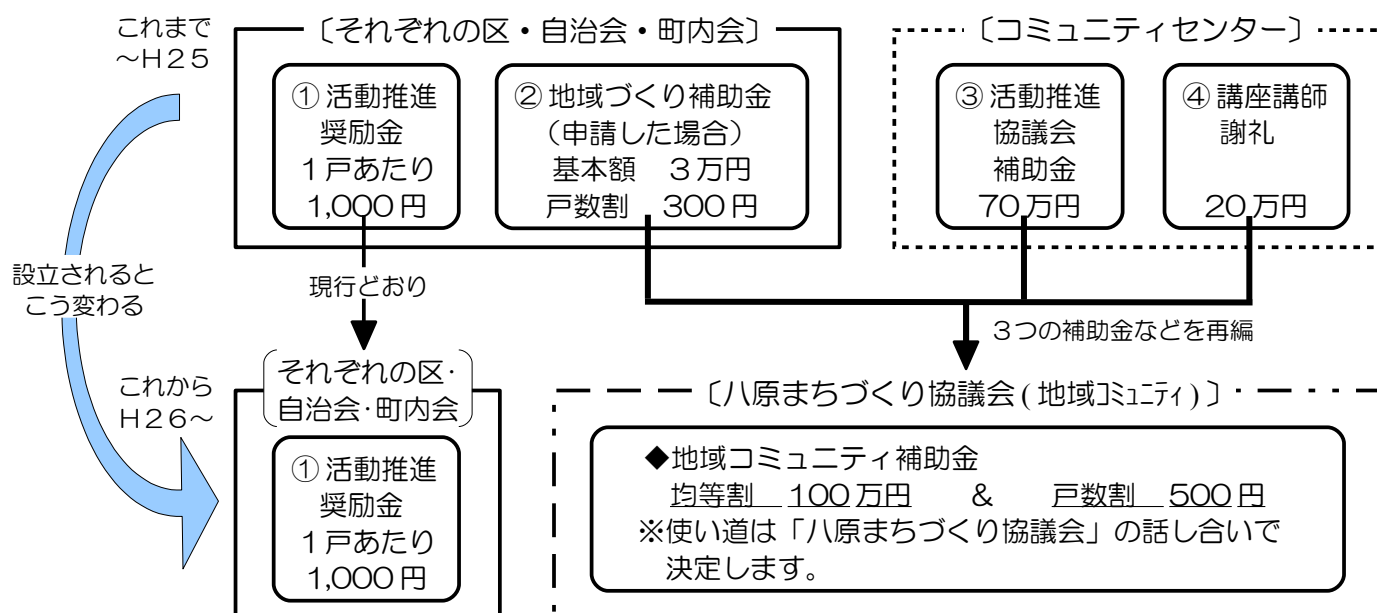
区 分	予算額	備 考
市補助金	2,899,000 円	基本額 100 万円 + 戸数割 @500 × 3,798 戸
住民自治組織助成金	379,800 円	@100 × 3,798 戸
雑収入	200 円	預金利子など
計	3,279,000 円	

### 支出の部

区 分	予算額	備 考
1. 文化体育委員会	1,243,800 円	グランドゴルフ大会 35,000 円、輪投げ・ペタンク大会 58,000 円 夏祭り 436,000 円、秋祭り 390,000 円、健康麻雀大会 35,000 円 各種講座 289,800 円 (H25 年度実績より)
2. 子ども委員会	300,000 円	子ども達の居場所づくり 100,000 円 青少年の健全育成 200,000 円
3. 防犯防災委員会	170,000 円	防犯活動支援〔検討事項〕 15,000 円 登下校の見守り関係者の連携体制づくり等〔検討事項〕 5,000 円 小学校区防災訓練 50,000 円 自主防災組織の防災用資器材の点検要請など 100,000 円
4. 福祉委員会	55,000 円	地域の見守り関係者の連携体制づくり 5,000 円 長寿会活動支援 } 50,000 円 里親活動支援 }
5. 広報委員会	60,000 円	広報誌発行 60,000 円
6. 住民自治組織活動 応援金事業	1,217,580 円	基本額 21,000 円 × 20 組織 + 戸数割 @210 × 3,798 戸 = 1,217,580 円
7. 事務費	220,000 円	通信運搬費などの事務経費
8. 予備費	12,620 円	
計	3,279,000 円	

※市補助金などは、H25.4.1 現在の八原地区の戸数に基づいて試算した額です。

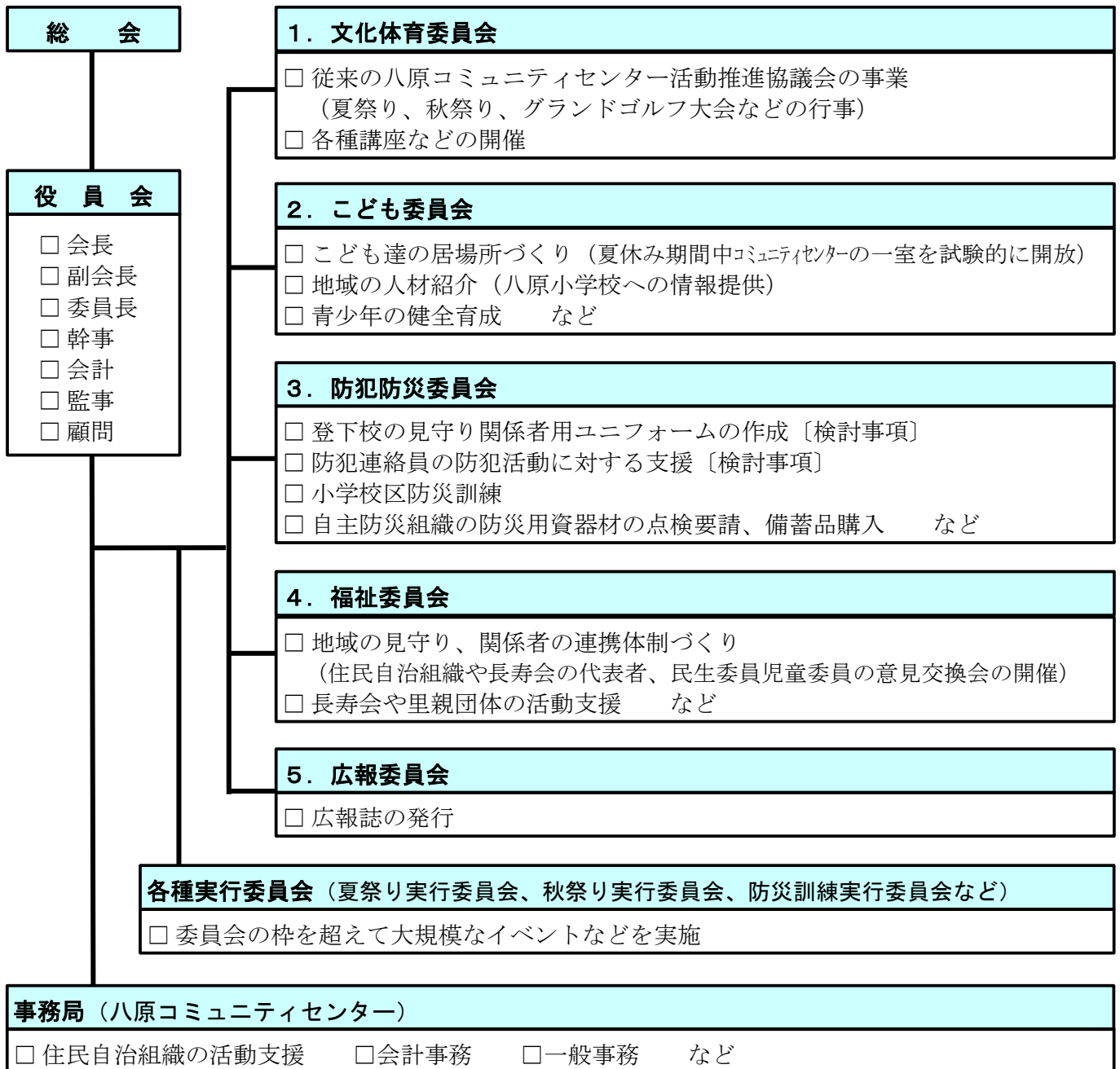
### 八原まちづくり協議会（地域コミュニティ）の設立に伴い、市から交付される補助金などの流れが変わります！



# 新たな組織の名称は「八原まちづくり協議会」 4月からスタート予定！

～ HAPPY SMILE 八原 ～ をキャッチフレーズに、皆さんに笑顔をお届けします。

八原小学校区における中核的な地域コミュニティ組織は、八原コミュニティセンター活動推進協議会の組織を基に、5つの委員会と各種実行委員会を設置してスタートします。八原まちづくり協議会の組織図と主な活動内容を紹介します。



## 『平成26年度より地域担当職員が配置されます！』

八原まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ケ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ケ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ケ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。